平成２８年（フ）第２２２２号
大阪府四條畷市清滝中町18番３号
債務者　髙橋　　舞（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３３号
大阪府東大阪市吉田下島22番４―206号
債務者　**今**井　季美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　東　　淳一
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４０号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目４番８―402号
債務者　輪木　道子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７号
島根県出雲市大社町杵築東29番地８
債務者　鳥屋尾睦美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５０１号
愛知県瀬戸市孫田町81番地の１
債務者　佐藤喜美子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０２号
名古屋市西区枇杷島３丁目11番６号
債務者　吉田　久男
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６７号
名古屋市中村区中村本町２丁目18番地
債務者　加藤　千明
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９６号
埼玉県川口市領家３丁目13番21号　エスペランサ壱番館205号
債務者　湊谷　　夏
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県草加市新善町303番地　第２稲荷荘205号
債務者　秋元　秀俊
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
埼玉県比企郡小川町大字小川529番地２　久保方
債務者　秋場　健吾
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２７号
埼玉県比企郡嵐山町大字廣野756番地337
債務者　浅野　泰平
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４９号
埼玉県大里郡寄居町大字藤田304番地
債務者　城崎　　悟
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４７号
千葉市若葉区桜木５丁目15番７号　セイケイハイツ102号
債務者　谷川　信隆
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９１号
千葉市若葉区高品町172番地　グランメールＢ103号
債務者　角原　直由
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
千葉県船橋市前原東５丁目35番３号
債務者　飛田野裕子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２３号
千葉県市川市日之出13番17―401号　（プレステージ・市川）
債務者　忽那　卓也
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係